

# 修繕契約書(案)

地方独立行政法人宮城県立病院機構(以下「発注者」という。)と\_\_\_\_\_ (以下「受注者」という。)とは、物品の修繕について次の条項により契約を締結する。

## (修繕物品)

第1条 発注者が受注者に発注する物品の品名、規格・品質及び数量は、次の通りとする。

品名	規格・品質	数量
【シーメンスヘルスケア株式会社】 PET-CT (BIOGRAPH mCT-S40 4R)	X線管球交換 (STRATON MX P46)	1式

## (修繕代金)

第2条 修繕代金は、金\_\_\_\_\_円で、うち消費税及び地方消費税の額は、金\_\_\_\_\_円とする。

## (契約保証金)

第3条 契約保証金は、金\_\_\_\_\_円(又は免除)とする。

## (履行期限等)

第4条 履行期限及び履行場所は、次の通りとする。

履行期限 令和3年6月30日(水)

履行場所 宮城県立がんセンター

## (修繕代金の支払)

第5条 修繕代金は、修繕の検査を完了した日の属する月の翌月末に支払うものとする。

## (違約金)

第6条 発注者は、受注者が第4条の期限までに履行しないときは、遅延日数に応じ、年3.0%の割合で計算した違約金を徴収するものとする。

## (契約の解除)

第7条 発注者は修繕された物品が第1条による規格、品質等と相違すると認められたとき又は受注者が第4条による期限内に指定の場所で修繕が完了しないときは、この契約を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第8条 受注者は、前条の契約解除に伴い発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

2 発注者は、本契約を解除した場合において受注者に損害が生じても、その賠償の責めを負わないものとする。

3 この契約解除の場合において、一部履行済みのものがあるときは、その修繕に相当する代金を支払うものとする。

(かし担保)

第9条 発注者に修繕物品の所有移転後、その物品に隠れたかし又は指定に適合しないものが発見されたときは、受注者に無償でこれを取替え、又は補修するものとする。

(その他)

第10条 この契約に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度発注者と受注者で協議して決めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者と受注者で記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和3年 月 日

発注者 〒981-1239

名取市愛島塩手字野田山47-1

地方独立行政法人宮城県立病院機構

理事長 荒井 陽一

受注者